

分科会の設置（案）について

地域協議会で路線補助に伴う調整を行ってきた分科会を現行のバス路線を考慮して 5 から 4 に再編し、新たに法定協議会内に生活交通の確保に関する計画の策定及び調整等を行う分科会を設置する。

【現行・地域生活交通確保対策協議会分科会】

分科会名	分科会メンバー	リーダー
第1分科会	室蘭市、登別市、白老町、道南バス(株)	室蘭市
第2分科会	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、道南バス(株)	伊達市
第3分科会	苫小牧市、厚真町、むかわ町、道南バス(株)	苫小牧市
第4分科会	むかわ町、厚真町、安平町、道南バス(株)	むかわ町
第5分科会	厚真町、苫小牧市、安平町、むかわ町、あつまバス(株)	あつま町

リーダー 太字

○第1分科会							
区分	路線	交通事業者	関係市町				
		道南バス(株)	室蘭市	登別市	白老町		
地域間幹線	室蘭市内線②	○	○	○			
地域間幹線	室蘭・登別温泉線	○	○	○			
地域間幹線	登別・苫小牧線	○		○	○		
地域間幹線	室蘭・伊達線	○	○				
地域間幹線	室蘭・洞爺湖線①	○	○				
地域間幹線	室蘭・洞爺湖線②	○	○				
○第2分科会							
区分	路線	交通事業者	関係市町				
		道南バス(株)	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町	
地域間幹線	室蘭・洞爺湖線①	○	○		○	○	
地域間幹線	室蘭・洞爺湖線②	○	○			○	
地域間幹線	洞爺湖温泉線	○			○	○	
地域間幹線	洞爺湖温泉線②	○			○	○	
地域間幹線	有珠線①	○	○			○	
地域間幹線	胆振線	○	○		○		
地域間幹線	豊浦線	○	○	○		○	
地域間幹線	室蘭・伊達線	○	○				
○第3分科会							
区分	路線	交通事業者	関係市町				
		道南バス(株)	苫小牧市	厚真町	むかわ町		
地域間幹線	日高沿岸線①	○	○	○	○		
地域間幹線	登別・苫小牧線	○	○				
○第4分科会							
区分	路線	交通事業者	関係市町				
		あつまバス(株)	厚真町	苫小牧市	安平町		
地域間幹線	千歳線	○	○		○		
地域間幹線	苫小牧線①	○	○	○			
地域間幹線	苫小牧線②	○	○	○	○		
地域間幹線	苫小牧線③	○	○	○	○		

参考

北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- （2） 地域公共交通計画の事業の実施に関する協議
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業